



環境保全協定書

松伏町（以下「甲」という。）と東武商事株式会社（以下「乙」という。）は、乙が事業を行うにあたり、地域住民や関係者と協調し、周辺環境を保全するため、松伏町環境保全条例第73条第1項の規定に基づき、環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

（対象事業）

第1条 協定の対象事業は、次のとおりとする。

- （1）事業内容 産業廃棄物中間処理
- （2）事業地 松伏町田島東1番4

（協定の期間）

第2条 協定の期間は平成30年 3月 31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙から書面の意思表示が無い時は、協定の期間は更に5年間継続されるものとし、以後同様とする。

第3条 協定は、甲及び乙の協議により、内容の改訂又は廃止をすることができる。

（乙の責務）

第4条 乙は、対象事業の実施にあたり、「環境配慮事業意見書」に対して平成24年12月21日付で乙が甲に回答した内容を遵守するため、別紙の環境配慮項目に係る回答事項に掲げる責務を有するものとする。

（協議）

第5条 協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙は誠意をもって協議し定めるものとする。

（事実の公表）

第6条 甲は、乙が協定を遵守しなかった場合は、その事実を公表することができる。

（その他）

第7条 甲及び乙は、協定の定める事項については、相互に尊重し、誠実にこれを履行するものとする。

協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成25年 3月26日

甲 松伏町大字松伏2424番地
松伏町長 會田重雄



乙 松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4
東武商事株式会社
代表取締役 小林増雄



環境配慮項目	回答事項
公害の防止	①公害規制法令の規制基準を遵守します。 ②日照、景観に配慮した計画とします。 ③悪臭発生施設、騒音発生施設、ふんじん発生施設等を屋内に設置し、周辺への悪臭の拡散、騒音の発生、ふんじんの排出を防止します。 ④廃棄物処理棟の出入り口にシャッターを設置し、廃棄物の搬入搬出時以外はシャッターを閉止し、悪臭の拡散、騒音の発生、ふんじんの排出を防止します。 ⑤汚泥等の廃棄物の受入については、2重シャッター方式を採用し、廃棄物の受入の際の悪臭の拡散を防止します。 ⑥ 廃棄物処理棟内の臭気含有空気及びふんじん含有空気を吸引し、スクラバーにて臭気及びふんじんを除去します。 ⑦臭気の発生が予測される汚泥等の受入保管ピットに油圧式蓋を設置し、廃棄物の投入及び取り出し時以外は蓋を閉じ臭気の漏洩を低減します。 ⑧機器類の選定にあたり、低騒音型、低振動型の機器類を採用し、騒音の発生及び振動の発生を低減します。 ⑨機器類をコンクリート基礎上に設置し、周辺への振動の伝搬を防止します。 ⑩排水については凝集沈殿処理施設、油水分離施設、生物処理施設で処理後、下水道へ放流します。 ⑪施設内の清掃を定期に実施し、害虫、ねずみ等の発生を防止します。 ⑫運転管理、維持管理を適切に実施し、施設類の公害防止性能を維持します。 ⑬廃棄物処理に係る公害防止対策技術を研究し施設の改善に努めます。
公害苦情対応	①地域住民及び周辺企業等から苦情が発生した際は、苦情の内容を確認し、対応を適切に実施します。 ②苦情が発生した時は、苦情内容、発生原因並びに実施した対応等を記録し、苦情の再発を防止します。 ③組織体制（別紙1-1）を整備し、社員教育に努め、苦情対応を適切に実施します。
測定・調査	①騒音、振動、悪臭、排水については、定期に測定し記録します。（別紙1-2環境測定計画による。） ②環境測定結果については、常に公表できるようにします。

事故時の措置	①事故発生時には応急措置を講ずるとともに、直ちに松伏町に通報します。また、緊急連絡網（別紙１－３）に基づき関係者に伝達します。 ②事故発生時には、松伏町の職員による立入調査が出来るものとし、これに積極的に協力します。また、立入調査の際、松伏町の申し出があったときには、住民又は周辺企業の代表者の同行を認めます。 ③事故の原因に対する再発防止方法を作成します。
交通関係	①駐車場を確保し、路上駐車を行いません。 ②関係車両の運転手のマナー向上のための教育を徹底します。 ③関係車両の通行ルートを定め、交通安全を確保します。また、駐車場はアイドリングストップ看板を設置し、待機車両のアイドリングストップを実施し指導します。 ④汚れた車両は洗車し、道路の清潔保持に努めます。 ⑤関係車両から廃棄物が路上に飛散漏洩しないよう管理します。
資源・エネルギー	①廃棄物の処理は、廃棄物の有効利用並びにリサイクルを優先して実施します。 ②施設計画にあたり、省エネルギー機器の導入を積極的に行います。 ③施設の運営にあたっては、節電、節水に努めます。
廃棄物対策	①廃棄物の再利用を優先し、埋立処分量の低減に努め、残渣については法令に基づき適正に処分します。 ②廃棄物の保管、取り扱いを屋内で実施し、廃棄物の流出・飛散を防止します。 ③廃棄物を受入れる際は、廃棄物データー確認、成分表確認、事前サンプル分析等を行い、許可条件に適合することを確認します。 ④マニフェスト管理、台帳管理を徹底し、廃棄物処理法を遵守します。
緑化・緑地保全	①緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(敷地内の空地、建築物の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)の面積の敷地面積に対する割合を 100 分の 10 以上にします。 ②防音、防火の機能を併せた常緑樹を中心とした植樹を行います。 ③敷地内に緑地帯を設け、適切な維持管理を行います。また、緑地は出来る限り樹木を植栽します。
景観調和	①建築物のデザインは、周辺環境に調和したものとなるよう配慮します。

環境美化	①敷地周辺や路上への資材、廃棄物の野積は禁止し、周辺美化に努めます。 ②道路や側溝の公共施設の清掃を定期的の実施し、衛生美化活動に努めます。
情報公開	①環境測定結果を事務所に備え付けます。 ②周辺の住民及び企業等に施設を公開します。ただし事前の見学申し込みをお願いいたします。
その他	①廃棄物処理・リサイクル等に係る施設見学会、研修会等を開催し、廃棄物の適正処理の普及に努めます。 ②放射性含有廃棄物については、自主的に放射能値を測定し、関連する法令等を遵守していることを確認します。